

## 育児休業法の対象となる子の要件の見直し（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「特別養子縁組制度により監護中の子の養育は、実態として法律上の子を養育することと何ら変わらないとみられる以上、法律上の子と同じに取扱うべきである。」等の意見を踏まえて、平成 27 年 3 月 10 日、厚生労働省にあっせんしました。

### （行政相談の要旨）

特別養子縁組で子を引き取る場合、同縁組を成立させるための監護中の子については、戸籍に記載されている子（いわゆる「法律上の子」）ではないため、育児休業を取得できない。共働きの場合、事業主が育児休業の取得を認めなければ、夫婦のどちらかが養育のために仕事を辞めるか、特別養子縁組を辞めるかの選択を迫られることになる。働く女性の子育てを社会全体で支援することが求められている昨今、このような取扱いはおかしいので、制度を改正してほしい。

（注） 本件は、行政相談委員（愛知県）が受け付けた相談である。

### ○ 育児休業を取得する場合の特別養子縁組制度の取扱い

育児休業を取得した雇用保険被保険者である労働者が、特別養子縁組制度により養子にする子を監護する場合には、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業給付金が給付されるが、いわゆる法律上の子でないことから、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児休業法」という。）\*に基づく育児休業が認められていない。

\*事業主が育児休業制度を設けるに当たっては、育児休業法は最低基準であり、各社の実情に応じて、育児休業法の規定を上回る制度を独自に設けることができることとされている。

### ○ 関係者の意見（児童福祉法を執行する都道府県の意見）

児童福祉の観点からは、特別養子縁組制度により養子にする子を監護する者に対し、育児休業法に基づく育児休業制度を導入することが望ましい。

### （あっせん要旨）

厚生労働省は、以下の対応を行う必要がある。

- ① 特別養子にするために監護している子については、法律上の子に準じた取扱いとすることについて、適切な場において検討すること。
- ② 上記①の見直しが行われるまでの間、関係部署を通じて、特別養子にする子を監護している労働者に育児休業を認めるか否かは事業主の判断により可能であることを周知すること。

### （あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、特別養子にする子を監護する労働者は、育児休業法に基づく育児休業が取得できることになる。

## 本件に係る制度の概要

### 1 特別養子縁組

特別養子縁組とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第五款（特別養子）の規定により、原則として 6 歳未満の児童の監護が著しく困難または不相当であるとき、当該児童の福祉のため、実の親子関係に準じる安定した法律上の親子関係を成立させる縁組制度である。

この特別養子縁組の成立は、特別養子縁組により養親になることを希望する者（以下「特別養子縁組希望者」という。）が家庭裁判所に請求し、家庭裁判所が養親となる者が養子となる子を 6 か月以上監護した状況を考慮し認められれば成立することとされている。

### 2 育児休業

育児を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するためのもので、労働者は、その養育する 1 歳に満たない子について、事業主に申し出ることにより、1 歳に到達するまでの間、育児休業することができる。

ただし、育児休業法上の「子」とは、労働者と法律上の親子関係がある子（実子及び養子）とされており、特別養子にする子を監護するための育児休業は育児休業法上の育児休業としては認められていない。（特別養子にする子を監護している労働者に育児休業を認めるか否かは事業主の判断により可能）

### 3 育児休業給付金

雇用保険の被保険者である労働者が育児休業を取得した場合、雇用保険法に基づき、育児休業給付金を給付することとされている。

育児休業給付金における特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者についての取扱いは、平成 25 年 12 月の労働保険審査会における「特別養子縁組を成立させるための監護中の子についても、育児休業給付金の支給の対象として取扱うことが妥当とする。」といった裁決を契機に、「雇用保険に関する業務取扱要領」の改正により見直されている。

### 4 関係機関等の意見

#### (1) 児童福祉法を執行している都道府県

児童福祉の観点から、特別養子縁組制度は重要な対策の一つであると考えていることもあって、特別養子縁組制度により養子にする子を監護する者に対し、育児休業法に基づく育児休業制度を導入することが望ましい。

#### (2) 一般社団法人全国養子縁組団体協議会

特別養子縁組希望者は出産を経っていないため産前・産後休業がない。労働者が養子にする子のために養育環境を整え、良好な親子関係を構築するためには、育児休業など一定期間の休業が必要である。

育児休業が認められれば、特別養子縁組を更に普及することができる。そのような観点からも、国として対策が求められているのではないかと考える。

## 本件相談に係る厚生労働省の意見

本件同様の相談もあり、また、育児休業法については、平成 21 年改正法（平成 22 年 6 月 30 日施行）附則において、施行後 5 年の検討規定が設けられているところであり、同規定に基づく育児休業法改正の検討の際に、他の事実上の親子関係にある子の取扱いも含め、検討していく予定である。

参考1 特別養子縁組の審判に係る実績（平成20～24年度）

（単位：件、％）

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認容	309 (100.0)	327 (105.8)	326 (105.5)	374 (121.0)	339 (109.7)
却下	19 (100.0)	19 (100.0)	21 (110.5)	18 (94.7)	16 (84.2)
取下げ	66 (100.0)	66 (100.0)	68 (103.0)	72 (109.1)	59 (89.4)
計	394 (100.0)	412 (104.6)	415 (105.3)	464 (117.8)	414 (105.1)

（注）1 当局が司法統計の「家事審判事件の受理、既済、未済手続別事別件数」から作成した。

2 却下には、①実父母の同意がないこと、②養子縁組済みで既に実子と変わりなく養育されていることを理由に却下された事例がある。

参考2 育児休業給付金の給付実績等（平成20～24年度）

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受給人数A（人）	166,661	183,542	206,036	224,834	237,383
給付総額B （百万円）	151,192	171,154	230,431	263,112	256,676
特別養子縁組 件数 C（件）	309	327	326	374	339
特別養子縁組をした養親への育児休業給付金額の試算 $B/A \times C$ （百万円）	280	305	365	438	367

（注）本表は、司法統計に基づき、当局が作成した。

### 参考3 労働保険審査会による裁決例（行政評価局要約）

#### ○ 裁決

特別養子縁組を成立させるための監護期間は、法律上の親子関係がないとの理由により、育児休業給付金に係る受給資格を認めない原処分は、妥当性を欠くと言わざるを得ない。

#### ○ 裁決理由

- ① 民法第817条の8は、特別養子縁組を成立させるには、特別養子縁組制度を成立させるための監護期間の監護の状況を考慮しなければならない。一方、一般の養子縁組制度においては、このような規定がないため、当該期間を経ることなく、法律上の親子関係を成立させることができる。
- ② 民法第817条の8が、特別養子縁組を成立させるための監護期間の監護の状況により縁組の成否を判断することを踏まえると、同条は、当該期間の監護については、縁組が成立した後と同等のものが行われることを期待していると解することができる。
- ③ 一般の養子縁組では、特別養子縁組を成立させるための監護期間を経ることなく育児休業給付金を受給することができるが、特別養子縁組では、当該期間中は育児休業給付金を受給できない。このことは、特別養子縁組制度では、安定した親子関係の成否を確認するため、養親となる者に法律上の親子関係と同等の監護を行うことを期待する一方で、その法律上の親子関係の成立を保留することにより、子を養育する労働者への援助を受けることのできる期間を制限するという、社会通念上、整合性のとれない結果をもたらすこととなる。
- ④ 監護期間が実態として子を引き取り養育する者を援助するという点において、(略) 当該期間中は未だ、法律上の親子関係が成立しているとは言えないとしても、こうした取扱いの子の福祉のための特別養子縁組制度の特別な要請によるものと判断できるものであり、育児休業給付金の支給が法律上の親子関係の成立を原則としていることを否定するものではないと判断する。

(注) 本表は、当局が、労働保険審査会裁決（平成25年雇第20号（裁決日：平成25年12月24日））に基づき作成した。

### 参考4 業務取扱要領（厚生労働省職業安定局雇用保険課） 抜粋

#### 59503 (3) 育児休業給付金の支給対象となる育児休業

イ 育児休業給付金の支給対象となる育児休業とは、被保険者からの申出に基づき事業主が取得を認めた育児休業であって、休業開始日から、当該休業に係る子が満1歳（一定の要件（59631参照。）を満たす場合は1歳2か月）に達する日（満1歳（1歳2か月）の誕生日の前日）又は1歳6か月に達する日の前日までにあるものをいう（以下「対象育児休業」という。）。

なお、育児休業給付金の支給対象となる育児休業に係る子とは、法律上の親子関係に基づく子をいい、実子のほか養子も含むものをいう。また、特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと。

(注) 下線は、当局が付した。

## 参考5 関係法令

### ○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）抜粋

（定義）

第2条 この法律（第1号に掲げる用語にあつては、第9条の3を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 育児休業 労働者（日々雇用される者を除く。以下この条、次章から第8章まで、第21条から第26条まで、第28条、第29条及び第11章において同じ。）が、次章に定めるところにより、その子を養育するためにする休業をいう。

二～三 （略）

四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む以下同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。（保険料の納付）

（育児休業の申出）

第5条 労働者は、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、期間を定めて雇用される者にあつては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該申出をすることができる。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者

二 （略）

2～6 （略）

第6条 事業主は、労働者からの育児休業申出があつたときは、当該育児休業申出を拒むことができない。（以下略）

（注）下線は、当局が付した。

### ○ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）抜粋

（育児休業給付金）

第61条の4 育児休業給付金は、被保険者(略)が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳(略)に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間(略)に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する

（注）下線は、当局が付した。

○ 民法（明治 29 年法律第 89 号）抜粋

（特別養子縁組の成立）

第 817 条の 2 家庭裁判所は、次条から第 817 条の 7 までに定める要件があるときは、養親となる者の請求により、実方の血族との親族関係が終了する縁組（以下この款において「特別養子縁組」という。）を成立させることができる。

2 前項に規定する請求をするには、第 794 条又は第 798 条の許可を得ることを要しない。

（養親の夫婦共同縁組）

第 817 条の 3 養親となる者は、配偶者のある者でなければならない。

2 夫婦の一方は、他の一方が養親とならないときは、養親となることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の嫡出である子（特別養子縁組以外の縁組による養子を除く。）の養親となる場合は、この限りでない。

（養親となる者の年齢）

第 817 条の 4 25 歳に達しない者は、養親となることができない。ただし、養親となる夫婦の一方が 25 歳に達していない場合においても、その者が 20 歳に達しているときは、この限りでない。

（養子となる者の年齢）

第 817 条の 5 第 817 条の 2 に規定する請求の時に六歳に達している者は、養子となることができない。ただし、その者が 8 歳未満であって 6 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合は、この限りでない。

（父母の同意）

第 817 条の 6 特別養子縁組の成立には、養子となる者の父母の同意がなければならない。ただし、父母がその意思を表示することができない場合又は父母による虐待、悪意の遺棄その他養子となる者の利益を著しく害する事由がある場合は、この限りでない。

（子の利益のための特別の必要性）

第 817 条の 7 特別養子縁組は、父母による養子となる者の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、子の利益のため特に必要があると認めるときに、これを成立させるものとする。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県男女共同参画センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	関口 一郎	公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長